会長		担当理事		会計	

日医発第22号（地域）
令和５年４月４日

都道府県医師会
担　当　理　事　殿

日本医師会常任理事
釜　萢　　敏
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症に関する検体採取、ワクチン接種等の取扱いについて
（歯科医師等による実施、看護師・准看護師の労働者派遣について）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
今般、厚生労働省医政局長等より、都道府県衛生主管部(局)長等宛に標記に関する通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

1. 歯科医師による鼻腔・咽頭拭い液の採取の実施、歯科医師・臨床検査技師・救急救命士によるワクチン接種のための筋肉内注射の実施について

上記については、必要な医師や看護師等を確保できない等の一定の条件下であれば、時限的・特例的な取扱いとして、医師法第１７条との関係では違法性が阻却され得るものと考えられるとされてきました。
今般の通知では、現時点での接種回数や令和５年５月以降の状況に鑑み、必ずしも医師や看護師等が確保できない状況ではなくなっているとして、令和５年４月１日以降、時限的・特例的な取扱いを要する状況は脱したとの判断が示されています。

2. へき地以外のワクチン接種会場および臨時の医療施設への看護師等の労働者派遣に関する特例措置の廃止について

上記については、労働者派遣法施行規則附則により特例措置として認められてきましたが、令和５年３月３１日をもって廃止されました。ただし、臨時の医療施設への労働者派遣については、入院患者への医療の提供に支障が生じないよう５月７日までは経過措置として認められるとのことです。
なお、へき地に所在するワクチン接種会場、臨時の医療施設への労働者派遣については今後も可能です。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知賜りますとともに、貴会管下郡市区医師会等への周知方につき、ご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。



＜送付資料＞

- 新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施及びワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師、臨床検査技師及び救急救命士による実施について（令和５年３月３１日付　厚生労働省医政局長・健康局長通知）

- 労働者派遣事業の適性な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布・施行について（令和５年３月３１日付　厚生労働省医政局長・健康局長・職業安定局長通知）

医政発 0331 第 15 号
健発 0331 第 11 号
令和５年３月 31 日

公益社団法人　日本医師会会長　殿

厚生労働省医政局長
厚生労働省健康局長
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染症に関するＰＣＲ検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施及びワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師、臨床検査技師及び救急救命士による実施について（周知）

平素より、厚生労働行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。医療関係者の皆様におかれましては、検体採取やワクチン接種等に御尽力をいただいており、心からの感謝と敬意を申し上げます。

標記について、別紙のとおり、各都道府県、市町村、特別区衛生主管部（局）長宛て通知しましたので、その内容について御了知いただきますようお願いいたします。

なお、感染症発生・まん延時に、厚生労働大臣及び都道府県知事の要請により医師・看護師等以外の一部の者が検体採取や注射行為を行うことができる枠組みを整備する、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第 96 号）第 13 条の規定による改正後の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）については、令和６年４月１日に施行予定です。

（別紙）

医政発0331第14号
健発0331第10号
令和５年３月31日

各（都道府県／市町村／特別区）　衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省医政局長
厚生労働省健康局長
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症に関するＰＣＲ検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施及びワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師、臨床検査技師及び救急救命士による実施について（周知）

新型コロナウイルス感染症に関するＰＣＲ検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施及びワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師、臨床検査技師及び救急救命士による実施については、これまで、「新型コロナウイルス感染症に関するＰＣＲ検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施について」（令和２年４月27日付け厚生労働省医政局医事課・厚生労働省医政局歯科保健課連名事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師による実施について」（令和３年４月26日付け厚生労働省医政局医事課・厚生労働省医政局歯科保健課・厚生労働省健康局予防接種室連名事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等について」（令和３年６月４日付け医政発0604第31号・健発0604第17号・薬生発0604第６号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長連名通知）（以下「通知等」という。）にて、必要な医師や看護師等を確保できない等の一定の状況下であれば、新型コロナウイルス感染症に関するＰＣＲ検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取を歯科医師が行うこと及びワクチン接種のための筋肉内注射を歯科医師、臨床検査技師及び救急救命士が行うことは、時限的・特例的な取扱いとして、医師法（昭和23年法律第201号）第17条との関係では違法性が阻却され得るものと考えられる旨をお示してきたところである。

しかしながら、現時点で接種回数は、令和４年12月には１日最大110万回であったものが１日10万回程度で推移していることや、令和５年５月から、ワクチン接種の対象者が重症化リスクのある高齢者等となること等に鑑みると、通知等を発出した当時と異なり、ワクチン接種を進めるために、必ずしも医師や看護師等が確保できない状況ではなくなっていることから、令和５年４月１日以降、時限的・特例的な取扱いを要する状況は脱したと思料するので、関係者の皆様におかれては、適切な対応を図られたい。貴職におかれては、その旨、十分御了知の上、関係者等に周知をお願いする。

なお、へき地以外のワクチン接種会場への看護師等の労働者派遣の特例措置についても、令和５年３月31日を以て廃止される。

医政発 0331 第５号
健発 0331 第６号
職発 0331 第 59 号
令和５年３月 31 日

各 都道府県知事
市町村長
特別区長 殿

厚生労働省医政局長
厚生労働省健康局長
厚生労働省職業安定局長
（公印省略）

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布・施行について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和５年厚生労働省令第 45 号。以下「改正省令」という。）が昨日公布され、令和５年４月１日に施行予定である。

その改正の概要は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体等にその周知徹底を図り、その円滑な運用に万全の対応をしていただくようお願いしたい。

なお、改正省令の内容については、別紙を参照されたい。

記

１　へき地以外のワクチン接種会場への看護師等の労働者派遣に係る特例措置の廃止

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和 61 年労働省令第 20 号。以下「労働者派遣法施行規則」という。）附則第４項において、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種業務に係る人材確保のための特例措置として、看護師及び准看護師（以下「看護師等」という。）

が行う保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第５条及び第６条に規定する業務のうち、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第96号）附則第14条第１項の規定により同法第５条の規定による改正後の予防接種法（昭和23年法律第68号）第６条第３項の規定により行われたものとみなされた厚生労働大臣の指示に基づく予防接種に係る業務については、厚生労働大臣が指定する期日又は期間に限り、当該予防接種を行う病院等について労働者派遣を行うことができることとしている。今般、令和５年４月１日以降について、必ずしも看護師等が確保できない状況ではなくなっていることから、同年３月31日をもって当該特例措置を廃止することとする。

なお、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号。以下「労働者派遣法施行令」という。）第２条第１項の規定により、同条第２項に規定するへき地に所在するワクチン接種会場への看護師等の労働者派遣については、令和５年４月１日以降も、引き続き可能である。

２　へき地以外の臨時の医療施設への看護師等の労働者派遣に係る特例措置の廃止

労働者派遣法施行規則附則第５項において、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の２第１項に規定する臨時の医療施設（以下「臨時の医療施設」という。）における看護師等の人材確保のための特例措置として、看護師等が臨時の医療施設において行う保健師助産師看護師法第５条及び第６条に規定する業務のうち、新型コロナウイルス感染症に係る業務については、令和５年３月31日までの間に限り、臨時の医療施設について労働者派遣を行うことができることとしている。今般、令和５年３月31日が到来することから、当該規定を削除するとともに、臨時の医療施設の入院患者への医療の提供に支障が生じないよう、同年５月７日までは労働者派遣を行うことができることとする経過措置を設ける。

なお、労働者派遣法施行令第２条第１項の規定により、同条第２項に規定するへき地に所在する臨時の医療施設への看護師等の労働者派遣については、令和５年５月８日以降も、引き続き可能である。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働四五）　一

省令

○厚生労働省令第四十五号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第二条第一項第一号の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則	附　則
1～3　（略）	1～3　（略）
（削る）	4　保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第五条及び第六条に規定する業務（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号。以下この項において「改正法」という。）附則第十四条第一項の規定により改正法第五条の規定による改正後の予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第六条第三項の規定により行われたものとみなされた厚生労働大臣の指示に基づく予防接種に係るものに限る。）に係る労働者派遣について令第二条第一項の規定を適用する場合においては、同項第一号の厚生労働省令で定めるものは、第一条第二項に規定するもののほか、予防接種法第六条第三項の規定により厚生労働大臣が指定する期日又は期間（改正法附則第十四条第一項の規定により改正法第五条の規定による改正後の予防接種法第六条第三項の規定により指定したものとみなされた改正法による改正前の予防接種法附則第七条第一項の規定により指定した期日又は期間を含む。）に限り、当該予防接種を行う病院又は診療所とする。

（削る）

5	保健師助産師看護師法第五条及び第六条に規定する業務（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）に係るものに限り、前項に規定する業務を除く。）に係る労働者派遣について令第二条第一項の規定を適用する場合においては、同項第一号の厚生労働省令で定めるものは、第一条第二項に規定するもののほか、令和五年三月三十一日までの間に限り、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十一条の二第一項に規定する臨時の医療施設とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第五条及び第六条に規定する業務（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）に係るものに限る。）に係る労働者派遣について労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第二条第一項の規定を適用する場合においては、同項第一号の厚生労働省令で定めるものは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第一条第二項に規定するもののほか、令和五年五月七日までの間に限り、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十一条の二第一項に規定する臨時の医療施設とする。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四三円（本体一三〇円）　（記送料別）